

小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について

19水漁第3250号

平成20年2月6日

水産庁長官通知

一部改正

20水管第1164号

平成20年8月11日

第1 省エネ型操業転換計画認定事業

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第3の2の（1）に規定する省エネ型操業転換計画認定事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の内容

補助事業者は次に掲げる事業を行うものとする。

（1）計画認定委員会の設置・運営

ア 補助事業者は、関係団体の代表者、学識経験者等により構成される計画認定委員会を設置する。

イ 計画認定委員会は、実施要領第3の2に規定する小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）を実施するための基本的な事項について審議する。

ウ 計画認定委員会は、省エネ型操業転換計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、次の（ア）から（エ）の要件がすべて満たされていると認められるときは、これを認定する。

（ア）小規模漁業者（原則として、使用する漁船の総トン数が30トン以下の漁業者をいう。以下同じ。）のグループによる取組であること

（イ）地域に同一の漁業を営む漁船数が少ない等特段の事情のある場合を除き、5隻以上の漁船が計画に参加すること

（ウ）単に休漁するのみでなく、新たな操業形態へ移行することにより、漁業の用に供する燃油（以下、「漁業用燃油」という。）の消費量の10%以上の削減が見込まれること

（エ）燃油消費量削減の取組を継続することが、関係者間の協定等により担保されていること

エ 計画認定委員会は、認定された省エネ型操業転換計画（以下「認定計画」という。）について変更の申請があったときは、ウに準じて処理するものとする。

（2）計画策定に対する指導・助言等

- ア 補助事業者は、省エネ型操業転換計画を策定して漁船の燃油消費量の削減に取り組もうとする地域・グループを支援するため、相談窓口を設けるとともに、地域における説明会の開催等を行うことができる。
- イ 補助事業者は、第2の1の協議会運営者の要請に基づき、省エネ型操業転換計画の策定及び実施のため、専門家の派遣等の支援を行うことができる。

(3) 成果の普及啓発

補助事業者は、小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努める。

2 手続き等

(1) 計画認定委員会の設置

ア 補助事業者は、計画認定委員会を設置しようとするときは、計画認定委員会設置要綱を作成の上、別記様式第1号により、社団法人大日本水産会（以下「大水」という。）を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 計画認定委員会設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(ア) 計画認定委員会の組織、職務及び運営

(イ) 事務局の組織及び職務

(ウ) 計画認定委員会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 補助事業者は、水産庁長官の承認を受けた計画認定委員会設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

(2) 事業実施計画の作成及び認定

ア 補助事業者は、事業年度ごとに省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画を作成の上、大水に申請し、その認定を受けるものとする。

イ 補助事業者は、アの認定を受けた実施計画を変更する場合には、アに準じて処理するものとする。

ウ 大水は、ア又はイにもとづき認定を行った場合には、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

(3) 省エネ型操業転換計画認定の通知等

ア 計画認定委員会が、省エネ型操業転換計画について1の(1)のウに基づき認定を行ったときは、補助事業者は、申請者に対して当該計画が認定されたことを通知するとともに、速やかに大水及び水産庁長官に報告するものとする。

イ 計画認定委員会が、認定計画について1の(1)のエに基づき変更の認定を行ったときは、アに準じて処理するものとする。

ウ 補助事業者は、認定計画の実施状況について調査を行い、実施内容に計画と齟齬がある場合には、改善を命令することとし、改善がされない場合には、大水及び水産庁長官と協議の上、当該計画の認定を取り消すものとする。

(4) 事業実施の報告

補助事業者は、別記様式第3号によりこの事業の実施報告書を作成し、毎事業年度終了後60日以内に、(5)のオに定めるところにより大水に提出するほか、大水を経由して水産庁長官あてに提出するものとする。

(5) 助成金の交付

ア 補助事業者は、(2)により省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画の認定を受けた場合には、速やかに大水に対して助成金の交付申請を行うものとする。

イ 大水は、補助事業者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該補助事業者に対して当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

ウ 補助事業者は、必要な場合には、概算払いによる助成金の交付を請求することができるものとする。

エ 大水は、補助事業者から請求があった場合には、概算払いにより助成金を交付することができるものとする。

オ 補助事業者は、事業終了後、精算払請求書に(4)の事業実施報告書の写しを添付して大水に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

カ 大水は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

キ 補助事業者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。

ク 大水は、補助事業者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、補助事業者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

ケ 水産庁長官は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

コ 水産庁長官は、ケによる指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、(2)の承認を取り消すことができるものとする。

3 事業実施期間

平成19年度から平成21年度までとする。ただし、それ以降においても第2の計画策定等支援事業が実施されている場合にあっては、計画策定等支援事業が終了する年度までとする。

第2 計画策定等支援事業

実施要領第3の2の(2)のオに規定する計画策定等支援事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業実施者

この事業の事業実施者は、省エネ型操業転換計画を策定して漁船の燃油消費量の削減に取り組むために、2の(1)から(4)に掲げる事業を行う者(以下「協議会運営者」という。)とする。

2 事業の内容

補助事業者は、協議会運営者に対して、次に掲げる事業に必要な経費について助成金を交付するものとする。

- (1) 協議会運営者は、漁業者の代表、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする省エネ促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会には、その円滑な運営のため、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができる。
- (2) 協議会運営者は、協議会において次に掲げる事項を記載した省エネ型操業転換計画を策定し、これを補助事業者に提出し、第1の1の(1)のウの認定を受けるものとする。
 - ア 地域及び漁業の概要
 - イ 燃油経費の状況及び問題点
 - ウ 計画に参加する漁業者
 - エ 漁船の燃油消費量削減のための取組の具体的内容
 - オ エによる効果及びその根拠
 - カ 計画実施支援事業の活用予定省エネ型操業転換計画は、部会ごとに策定することができる。
- (3) 協議会運営者は、認定計画に参加する漁業者に対して、当該認定計画の実施に必要な指導・助言等を行う。
- (4) 協議会運営者は、省エネ型操業転換計画の策定に必要な調査を実施することができる。

3 手続き等

- (1) 事業実施計画の作成及び認定
 - ア 補助事業者は、事業年度毎に計画策定等支援事業の実施計画を作成の上、大水に申請し、その認定を受けるものとする。
 - イ 補助事業者は、アの認定を受けた実施計画を変更する場合には、アに準じて処理するものとする。
 - ウ 大水は、ア又はイにもとづき認定を行った場合には、速やかに水産庁長官に報告するものとする。
- (2) 協議会の設置・運営
 - ア 協議会運営者は、協議会を設置しようとするときは、補助事業者の承認を受けるものとする。ただし、協議会に係る助成金を必要としない場合には、別記様式第10号により、当該承認申請と(3)のアの申請を同時に行うことができるものとする。
 - イ 補助事業者は、アの承認を行ったときは、速やかに大水及び水産庁長官に報告するものとする。
 - ウ 協議会運営者は、事業年度毎に2の(1)から(4)に掲げる事業の実施計画を作成の上、補助事業者に申請し、その承認を受けるものとする。
 - エ 協議会運営者は、事業実施報告書を作成し、毎事業年度終了後30日以内に補助事業者に提出するものとする。

(3) 省エネ型操業転換計画の策定

- ア 協議会運営者は、策定した省エネ型操業転換計画の認定を受けようとする場合には、省エネ型操業転換計画書を補助事業者に提出するものとする。
- イ 協議会運営者は、認定計画を変更しようとする場合には、変更後の省エネ型操業転換計画書を補助事業者に提出し、計画認定委員会の認定を受けなければならない。

(4) 事業実施の報告

補助事業者は、別記様式第5号によりこの事業の実施報告書を作成し、(2)のエの規定により協議会運営者から提出された事業実施報告書の写しを添付して、毎事業年度終了後60日以内に、(5)のオに定めるところにより大水に提出するほか、大水を経由して水産庁長官あてに提出するものとする。

(5) 助成金の交付

- ア 補助事業者は、(1)により計画策定等支援事業の実施計画の認定を受けた場合には、速やかに大水に対して助成金の交付申請を行うものとする。
- イ 大水は、補助事業者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該補助事業者に対して当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- ウ 補助事業者は、必要な場合には、概算払いによる助成金の交付を請求することができるものとする。
- エ 大水は、補助事業者から請求があった場合には、概算払いにより助成金を交付することができるものとする。
- オ 補助事業者は、事業終了後、精算払請求書及び(4)の実施報告書に、(2)のエの規定により協議会運営者から提出された事業実施報告書の写しを添付し、大水に提出して、助成金の交付を請求するものとする。
- カ 大水は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- キ 協議会運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- ク 補助事業者は、協議会運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、協議会運営者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。
- ケ 水産庁長官は、必要と認めるときは、協議会運営者に対し、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- コ 水産庁長官は、ケによる指示にもかかわらず、事業の運営が改善されない場合には、補助事業者に対し当該協議会にかかる(2)のアの承認を取り消すよ

う命じることができるものとする。

4 事業実施期間

平成19年度から平成21年度までとする。ただし、それ以降においても、第3の計画実施支援事業が実施されている場合にあつては、計画実施支援事業が終了する年度までとする。

第3 計画実施支援事業

1 新たな操業形態の実証事業

実施要領第3の2の(2)のイの(ア)に規定する新たな操業形態の実証事業(以下「実証事業という。）」については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業実施者

この事業の事業実施者は、協議会運営者が選定した者(法人格を有するものに限る。)とする。

(2) 実証事業の実施

ア 事業の内容

(ア) 省エネ型操業創設支援事業

- a 事業実施者は、新たな操業形態を実証するため、省エネ型操業転換計画に参加する漁船の所有者(以下「漁業者」という。)と用船契約を締結するものとする。
- b 事業実施者は、用船契約を締結した漁船を使用して、新しい操業形態による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。
- c 実証事業における用船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。
- d 実証事業における漁獲物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者が販売するものとする。漁業者は、漁獲物について善良な品質管理をしなければならないものとする。
- e 事業実施者は、事業期間の終了後、損益計算を行うとともに実証の結果を取りまとめ、地域において普及・啓発を図るものとする。

(イ) 省燃油操業実証事業

- a 事業実施者は、実証事業を行わせる漁業者(漁業者グループを含む。以下同じ。)と、基準年の漁業用燃油の使用量(平成19年の使用量。ただし、漁船事故により長期休漁を余儀なくされ、平成19年の使用状況が例年と著しく異なる等、本事業を実施する上での基準として適当でない場合には、平成18年、平成17年若しくは平成18年及び17年の平均の漁業用燃油の使用量又は水産庁長官が特に認める値。以下同じ。)から10パーセント削減した数量を限度に、当該漁業者が指定する燃油販売業者(燃油の販売を行う漁業協同組合等を含む。)から燃油を調達して、供給すること等を内容とする事業契約を締結するものとする。
- b 事業契約を締結した漁業者(以下「契約漁業者」という。)は、新しい操業体制による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。

- c 実証事業に要する経費のうち燃油費については、事業実施者が支払うものとする。
 - d 契約漁業者は、善良なる管理者の注意をもって漁獲物及びその製品を管理するとともに、aの事業契約で定めるところにより、その漁獲物の販売に係る代金をもれなく事業実施者に報告するとともに、(5)のアの(イ)に規定する助成金の返還のための資金を、事業実施者に支払うものとする。
 - e 事業実施者、契約漁業者及び燃油販売業者は、dの支払いを確実に履行するため、必要な契約を締結することができる。
 - f 事業実施者は、事業期間の終了後及びすべての事業終了後、実証の結果を取りまとめ、認定計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

イ 事業期間

(ア) この事業は、1事業期間を1年以内とする。

(イ) この事業は、事業を開始した日から起算して1年を超えて実施することはできないものとする。ただし、1年目の状況を踏まえて操業形態のさらなる見直しを行う場合等、事業を継続実施する必要性を水産庁長官が特に認めた場合には、事業を開始した日から起算して2年まで実施できるものとする。

ウ 販売代金の管理等

(ア) 事業実施者は、事業期間中の販売に係る代金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。

(イ) (5)の規定に基づき助成金を返還した後に、なお当該勘定に残った資金については、漁業者へのインセンティブのための報奨金等として利用するものとする。

(ウ) 省燃油操業実証事業にあつては、事業実施者は(ア)及び(イ)にかかわらず、アの(イ)のdにより支払われた資金を、助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するとともに、少なくとも3か月ごと(特段の事情について、事業実施者の申請に基づき、大水が水産庁長官と協議の上、実施計画を認定した場合を除く。)に、当該特別勘定の資金の全部又は一部を大水に納付するものとする。

(エ) (ウ)により納付する金額は、契約漁業者それぞれにつき以下の算式により得られる金額を合計して得られる額を基準とする。

$$A' - (A' - B') \times 0.9$$

この場合において、

A' は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の額

B' は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の量に、平成19年12月末の燃油価格を乗じて得られる額(A'がB'を下回る場合には、A' = B'とする。)

エ 事業の中止等

(ア) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、水産庁長官は、大水及び事業実施者に対して事業の中止を命令することとし、当該命令により事業は終了するものとする。

- a 漁業者が漁船漁業経営の中止をしたとき
- b 事業実施者と漁業者が用船契約を解除したとき（省燃油操業実証事業にあつては、事業実施者と契約漁業者が事業契約を解除したとき）
- c 事業実施者が水産庁長官又は大水に対して虚偽の報告を行ったとき
- d 事業実施者（省燃油操業実証事業にあつては、事業実施者又は契約漁業者）がこの通知に定める報告書及び水産庁長官又は大水から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- e その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき

(イ) 事業実施者は、省燃油操業実証事業に参加する契約漁業者について、実証事業の目的を達成したと認められるときは、事業期間途中であっても、当該漁業者を事業から退出させることができる。この場合には、事業実施者は、当該契約漁業者に関して、既に支払いを受けた助成金を大水に直ちに返還しなければならない。また、基準年及び事業退出以前の当該契約に関する月別水揚金額及び月別燃油使用実績を大水に報告するものとする。

オ 手続き等

(ア) 事業実施計画の承認等

- a 事業実施者は、事業期間毎に漁業者と用船契約（省燃油操業実証事業にあつては、漁業者と事業契約）を締結するものとする。
- b 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第6号（省燃油操業実証事業にあつては、別記様式第10号）による事業実施計画を作成し、この事業に使用する漁船の用船契約書（案）（省燃油操業実証事業にあつては、事業契約書（案））を添付の上、補助事業者に提出するものとする。
- c 事業実施者は、bの事業実施計画を提出する場合には、認定計画の写しを併せて提出するものとする。
- d 補助事業者は、bにより提出された事業実施計画について、認定計画に沿った内容であると認めるときは、大水を経由して水産庁長官に進達するものとする。
- e 水産庁長官は、次の要件がすべて満たされていると認める場合には、当該事業実施計画を承認するものとする。
 - (a) アからウまでに規定された内容を満たしていること
 - (b) 用船契約において、事業実施者が、漁業者に対して、操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと判断した時は用船契約を解約することを定めていること
 - (c) 補助の対象とする経費が(3)の規定に合致していること
 - (d) 事業の実施について、都道府県の指導を受けることとしていること
- f d及びeにかかわらず、省燃油操業実証事業においては、大水は、補助事業者から、bにより提出された事業実施計画について、eの(a)、(c)及び(d)の要件を満たしており妥当である旨の意見を付して進達があつ

た場合には、当該事業計画を認定するものとする。

- g 事業実施者は、eの承認又はfの認定を受けた実施計画を変更する場合には、bからfまでに準じて処理するものとする。

(イ) 実証事業実施の報告

- a 事業実施者は、別記様式第7号（省燃油操業実証事業にあつては、別記様式第11号）により実証事業報告書を作成し、毎事業期間終了後30日以内に、(4)のウの(ア)に定めるところにより大水に提出するほか、大水を経由して水産庁長官あてに提出するとともに、実証事業報告書の写しを補助事業者に提出するものとする。
- b 事業実施者は、エの規定に基づき事業を終了した場合には、aに準じて処理するものとする。なお、この場合の用船料は、日割りで計算するものとする。

(3) 補助対象経費

この事業において補助の対象となる経費の範囲は、省エネ型操業創設支援事業にあつては、別表1のとおりとし、省燃油操業実証事業にあつては、次のとおりとする。

ア 事業に要した燃油費（ただし、燃油消費量については、基準年の漁業用燃油の使用量から10パーセント削減した数量を限度とする。以下同じ。）

イ 実証結果の取りまとめに要する経費（事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業に要した燃油費の2%以内とする。）

(4) 助成金の交付等

ア 助成金の交付

(ア) 事業実施者は、(2)のオの(ア)のeの承認又はfの認定を受けたときは、1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、大水に提出するものとする。

(イ) 大水は、事業実施者から、(ア)の申請があつた場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。

(ウ) 事業実施者は、(イ)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について概算払いを請求することができるものとする。

(エ) 大水は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払い請求書の提出があつた場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(オ) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

(カ) 大水は、補助事業者の協力を得て、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、大水に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

イ 助成金の額の確定

- (ア) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、助成金精算報告書及び(2)のオの(イ)の実証事業報告書を補助事業者を経由して大水に提出するものとする。
- (イ) 大水は、実証事業報告書の内容を審査し適切と認められたときは(省燃油操業実証事業においては、補助事業者から、実証事業内容を審査の上、妥当である旨の意見を付して進達があったときは)、助成金の額を確定し、当該確定した額(以下「確定額」という。)を事業実施者に対して通知するものとする。
- (ウ) 大水又は補助事業者は、実証事業報告書の内容を確認するために必要と認められたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

(5) 助成金の返還

ア 助成金の返還

- (ア) 大水は、(4)のイの(イ)により助成金の額を確定したときは、速やかに助成金精算報告書及び実証事業報告書を基に返還すべき金額を決定し、事業実施者に対し、額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。
- (イ) 事業実施者は、(ア)により大水から命じられた返還期日までに(2)のウの(ア)の勘定(省燃油操業実証事業にあつては、(2)のウの(ウ)の勘定)から助成金を返還しなければならない。
- (ウ) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき金額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、漁業者と協議の上、漁業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。
- (エ) 大水は、(ア)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

イ 返還すべき金額

- (ア) 省エネ型操業創設支援事業において、返還すべき助成金の額は、以下の算式により得られた金額とする。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

Aは、確定額

Bは、当該事業期間の販売代金の総額(当該事業期間の燃油使用量が、認定計画における削減後の燃油使用量を下回った場合においては、それにより節約された燃油費相当額を控除した額)

- (イ) 省燃油操業実証事業において、返還すべき助成金の額は、契約漁業者それぞれについて以下の算式により得られた金額の合計から、(2)ウの(ウ)により既に大水に納付した金額を控除して得られる金額とする。

$$A'' - (A'' - B'' - C) \times 0.9$$

この場合において、

A'' は、実証事業に要した燃油費

B'' は、平成19年12月末の燃油価格に、基準年の漁業用燃油の使用量に0.9を乗じて得た量に乗じて得た額（A'' がB'' を下回る場合には、A'' = B'' とする。）

C は、当該事業期間の販売代金の総額から、基準年の販売代金（基準年の漁業用燃油の使用量の算定に準じて算定されたものとする。）の総額を差し引いた額（この額が負となる場合及びA'' がB'' を下回る場合には、C = 0とする。）

（ウ）（ア）及び（イ）にかかわらず、認定計画に基づく燃油使用量の10%以上の削減が達成できなかった場合においては、上記の算式により得られた金額と確定額（省燃油操業実証事業にあつては事業に要した燃油費）のいずれか大きい方の金額とする。

2 減船事業

実施要領第3の2の（2）のイの（イ）に基づく減船を行う者に対してスクラップ交付金を交付する事業については、以下に定めるところによるものとする。

（1）事業実施者

この事業の事業実施者は、協議会運営者が選定した者とする。

（2）減船事業の実施

ア 事業の内容

（ア）スクラップ交付金の対象

スクラップ交付金の交付の対象とする減船の取組は、以下に該当するものとする。

- a 認定計画又は実施要領第3の3の（1）のアの（ア）により認定されたグループに係る省エネ協業化計画（以下「認定協業化計画」という。）であつて、第1の1の（1）のウの（ア）から（エ）の要件の全てを満たすものに基づき、燃油消費量削減のための取組の一環として実施される漁船隻数の削減又は船団の縮小であること。
- b 不要となる漁船のスクラップ処分等として、解体若しくは焼却の方法によるスクラップ処分又は国、地方公共団体若しくは漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分を行うものであること。

（イ）事業資金の造成

- a 事業実施者は、スクラップ交付金の交付のために事業資金を造成するものとする。
- b aの事業資金には、（3）のウの（イ）の規定により交付された大水からの事業資金助成金のほか、地方公共団体等の拠出金を充てることができる。
- c 事業実施者は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

（ウ）スクラップ交付金の交付

- a スクラップ交付金の交付対象者（以下「スクラップ交付金対象者」とい

う。)は、イの(ア)のaにより水産庁長官の承認を受けた減船事業計画に従い、減船対象漁船のスクラップ処分等を行った者又は減船対象漁船を取得し、かつ、その代替漁船のスクラップ処分等を行った者とする。

b 事業実施者は、スクラップ交付金対象者からの申請に基づき、(イ)のaに規定する事業資金からスクラップ交付金を交付するものとする。

イ 手続き等

(ア) 事業計画の作成等

a 事業実施者は、この事業を実施しようとするときは、別記様式第8号により減船事業計画を作成し、補助事業者に提出するものとする。

なお、都道府県知事の許可を必要とする漁業(以下「知事許可漁業」という。)に係る計画については、都道府県知事を経由して提出するものとし、当該都道府県知事は(イ)のcの基準を満たしていることを示す書類を添付するものとする。

b 事業実施者は、aの減船事業計画を提出する場合には、認定計画又は認定協業化計画の写しを併せて提出するものとする。

c 補助事業者は、aにより提出された減船事業計画について、認定計画又は認定協業化計画に沿った内容であると認めるときは、大水を経由して水産庁長官に進達するものとする。

(イ) 事業計画の承認

水産庁長官は、次の要件がすべて満たされていると認める場合には、当該減船事業計画を承認するものとする。

a アの(ア)から(ウ)までに規定された内容を満たしていること。

b 農林水産大臣の許可又は承認を必要とする漁業(以下「大臣許可等漁業」という。)及び知事許可漁業のうち、次の要件を満たしている又は満たす予定のある漁業に係る計画であること。

(a) 許可又は承認をする漁船隻数の最高限度が定められていること。

(b) まき網漁業等における運搬船及び魚探船(灯船を含む。)(以下「附属船」という。)を削減する計画の場合には、許可船舶毎に附属船の隻数の最高限度が定められていること。

c 減船を行う者の前年における操業日数が、操業を継続する者と同程度であること。

d 当該減船事業計画に関して、本事業によるもののほか、国からの交付金等の交付を受けていないものであること。

(ウ) 減船事業計画の変更等

a 減船事業計画の変更については、(ア)及び(イ)に準じて処理するものとする。

b 減船事業計画の承認後において、スクラップ処分等にされる漁船が事故等により航海に堪えなくなった場合、当該漁船を減船事業計画から削除することとし、aに基づき減船事業計画の変更を行うものとする。

(エ) スクラップ交付金の交付申請

スクラップ交付金対象者は、スクラップ交付金の交付を受けようとするときは、減船対象漁船又は代替漁船のスクラップ処分等を行ったことを証する書類

を添付して、事業実施者に申請しなければならない。

(オ) スクラップ交付金の交付の報告

事業実施者は、スクラップ交付金の交付が終了したときは、速やかに大水へ事業実施報告書を提出しなければならない。

(3) 事業資金助成金の交付等

ア 事業資金助成金の対象

事業資金助成金の対象は、(2) のアの(イ) の a に規定する事業資金の造成とする。

イ 事業資金助成金の水準等

事業資金助成金の額は、次の(ア)により算定されるスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格に、(イ)に定める漁業種類に応じた係数を乗じた額以内とし、スクラップ処分等を行う漁船ごとに算定するものとする。

(ア) スクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格は、次の算式により算定される数値とする。

$$W \times A \times B$$

この場合において、

Wは、スクラップ処分等を行う漁船の総トン数

Aは、スクラップ処分等を行う漁船の別表2に定める基準単価

Bは、スクラップ処分等を行う漁船の船齢(当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は11年(当該漁船が木船である場合にあっては7年。以下同じ。)より若い場合は、当該平均船齢又は11年のいずれか高い船齢)に応じた別表3に定める時価現有率

ただし、スクラップ処分等を行う漁船の総トン数又は船齢について、該当する基準単価又は時価現有率の記載が別表にない場合は、事業実施主体は当該漁船に係る額の算定について、水産庁長官と協議するものとする。

なお、附属船のみのスクラップ処分等を行う場合については、0.9を乗じた値とする。

(イ) 漁業種類に応じた係数は、大臣許可等漁業にあっては4/9、知事許可漁業にあっては1/3とする。

ウ 事業資金助成金の交付等

(ア) 事業実施者は、事業資金助成金の交付を受けようとするときは、事業資金助成金交付申請書(以下「助成金申請書」という。)を、大水に提出しなければならない。

また、助成金申請書には、(2)のイの(エ)によりスクラップ交付金対象者から提出のあった、交付金申請書及び添付書類の写しを添付するものとする。

(イ) 大水は、(ア)により助成金申請書の提出があった場合において、当該助成金申請書の内容が適当であると認めるときは、事業実施者に対して事業資金助成金の交付を行うものとする。

(4) 事業実施の報告

大水は、(2)のイの(オ)による報告に基づき、別記様式第9号により実績報告書を作成し、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官あてに提出するものとする。

3 事業実施期間

(1) 1の実証事業のうち、省エネ型操業創設支援事業の事業実施計画の承認を行う期間は、平成19年度から平成20年度までとし、また、実証事業の実施期間は、承認された事業実施計画に基づく事業が終了するまでとする。省燃油操業実証事業の実施期間は平成20年度から平成22年度までとする。

(2) 2の減船事業の実施期間は、平成19年度から平成20年度までとする。ただし、それ以降においても、1の事業が実施されている場合にあっては、当該事業が終了する年度までとする。

第4 事務手続きに関する規定等

大水及び補助事業者は、本事業の実施にあたり、事務手続き等に関する規程を作成し、水産庁長官あてに提出するものとする。

第5 守秘義務

大水、補助事業者及び事業実施者の役職員、計画認定委員会及び協議会の委員、事務局員又はその職にあった者は、本事業の実施にあたり、漁業者等から入手した省エネ型操業転換計画に参加する漁業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならない。

【別表 1】

計画実施支援事業（実証事業）の補助対象経費の範囲

補助対象経費	経費の具体的な内容
用船料	別添の用船料算定基準のとおり
燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代（ただし、認定計画において設定した燃油消費量削減後の使用量を上限とする）
えさ代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む）
氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代
魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代
その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）
販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内
その他の経費	事業実施者が当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
事業管理費	事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内
消費税	当該実証事業に要した消費税額

【別表2】

1 鋼 船

(トン当たり千円)

	1 類	2 類
	100トン未満	100トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	2,610	3,960
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網	2,700	3,915
いか釣り	1,890	2,745
まき網(網船)	3,780	4,500
“(灯船等)	4,140	4,950
“(運搬船)	1,890	1,890
底びき網、捕鯨	2,430	2,430
以西底びき網	2,250	2,250
運搬(まき網附属運搬船を除く。)	900	900
構造簡易漁船 (総トン数20トン未満に限る。)	630	630
その他	2,340	2,340

2 合成樹脂船

(トン当たり千円)

		5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
		1 類		
	さけ・ます	4,140	4,680	3,330
	かつお・まぐろ	4,230	4,050	2,610
	いか釣り	3,330	2,700	2,250
	底びき網(外海)	2,970	2,970	4,140
	底びき網(内海等)	2,700	2,430	
	まき網	4,500	3,870	5,760
	一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	3,330	3,060	2,700
	構造簡易漁船	1,710	1,440	
	その他	3,240	2,880	3,240
	構造簡易漁船	630		
2 類				
	さけ・ます	3,150	3,960	3,600
	かつお・まぐろ	3,357	3,780	4,041
	いか釣り	2,520	2,430	2,097
	底びき網(外海)	2,250	2,250	3,474
	底びき網(内海等)	2,079	2,052	
	まき網	3,330	3,420	3,024
	一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	2,691	2,664	2,430
	構造簡易漁船	1,287	1,260	
	その他	2,250	2,250	3,582

3 木 船

(トン当たり千円)

		5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
1 類	さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	2,160	2,070	1,530
	い か 釣 り	2,160	2,070	1,170
	底 び き 網	2,160	2,070	1,440
	さし網、敷網、ひき網、まき網	2,160	1,530	1,440
	運 搬		630	1,170
	構 造 簡 易 漁 船 (総トン数20トン未満に限る。)	720	630	
	そ の 他	2,160	1,260	1,170
2 類	さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	1,530	1,800	1,449
	い か 釣 り	1,530	1,800	1,116
	底 び き 網	1,530	1,800	1,341
	さし網、敷網、ひき網、まき網	1,530	1,350	1,341
	運 搬		576	1,116
	構 造 簡 易 漁 船 (総トン数20トン未満に限る。)	549	576	
	そ の 他	1,530	1,125	1,116

(注)

1. 1類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第2項（同条第3項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。2. において同じ。）とする。
2. 2類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。

【様式第1号】

計画認定委員会設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者

住 所

名称及び代表者の氏名 印

今般、別紙のとおり計画認定委員会設置要綱を定め、これに基づき計画認定委員会を設置したいので、小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第1の2の（1）のアの規定に基づき、承認を申請する。

【様式第2号】
(削除)

省エネ型操業転換計画認定事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画を下記のとおり策定したので、小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第1の2の（2）の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 目的及び概要

2. 計画認定委員会開催計画

開催時期	協議内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備考
合 計		

4. その他

【様式第3号】

省エネ型操業転換計画認定事業実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で承認のあった平成 年度の省エネ型操業
転換計画認定事業について、下記のとおり実施したので、小規模漁業構造改革促進対策
事業（省エネ促進）の運用について（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水
産庁長官通知）第1の2の（4）の規定に基づき報告する。

記

1. 事業の実施概要

2. 計画認定委員会開催実績

開催時期	協議内容	備 考

3. 計画策定に対する指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分計画

経費区分	事 業 費	備 考
合 計		

5. その他

【様式第4号】

(削除)

計画策定等支援事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の計画策定等支援事業の実施計画を下記のとおり策定したので、小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 平成 年度の事業方針

2. 経費の配分予定

経費区分	事業費	備 考
合 計		

3. その他

【様式第5号】

計画策定等支援事業実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で承認のあった平成 年度の計画策定等支援事業について、下記のとおり実施したので、小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第2の3の（4）の規定に基づき報告する。

記

1. 平成 年度の事業の概要

2. 経費の配分実績

経費区分	事業費	備考
合 計		

3. その他

※ 協議会運営者より提出された事業実施報告書の写しを添付すること。

【様式第6号】

計画実施支援事業実施計画書（実証事業）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

「小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について」（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第3の1の（2）のオの（ア）のbの規定に基づき、下記のとおり計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 対象漁業種類

2. 実証事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :

3. 事業実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 根拠地及び水揚げ港

根拠地 :

水揚げ港 :

5. 実証事項

6. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
用 船 料		(積算内訳)
燃 油 代		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
魚 箱 ・ 氷 代		(積算内訳)
そ の 他 の 資 材 費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
そ の 他 の 経 費		(積算内訳)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

【様式第7号】(改正版)

計画実施支援事業実施報告書(実証事業)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で承認のあった省エネ型操業転換計画実施支援事業の結果について、「小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)の運用について」(平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知)第3の1の(2)のオの(イ)規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業実施の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数:
所有者氏名:
所有者住所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 実証結果

(1) 燃油消費量

	取組前 〔A〕	取組導入後		効果 $([B]/[A]-1) \times 100$
		(計画)	(実績) 〔B〕	
グループでの 燃油消費量	k1	k1	k1	%
1隻あたりの 燃油消費量	k1	k1	k1	%

月分 月分 月分 月分			
合 計			

【様式第8号】

計画実施支援事業実施計画書（減船事業）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

「小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について」（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第3の2の（2）のイの（ア）のaの規定に基づき、下記のとおり計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 対象漁業種類
- 2 事業実施時期
- 3 事業の内容

減船対象漁船			代替漁船			助成額
船名	トン数	進水年月日	船名	トン数	進水年月日	
						円

4 資金造成計画

事業主体助成金	地方公共団体等拠出金	備考
円	円	

（注）備考欄には、地方公共団体等の負担者及び負担金額を記載すること。

【様式第9号】

計画実施支援事業実施報告書（減船事業）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で承認のあった省エネ型操業転換計画実施支援事業の結果について、「小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）の運用について」（平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知）第3の2の（4）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業実施者	漁業種類	交付金額	交付対象	交付日
〇〇漁業協同組合 △△漁業協同組合	〇〇漁業 △△漁業	円	隻	
合 計				

※ 事業実施者より提出された事業実施報告書の写しを添付すること。

【様式第10号】

省エネ促進協議会設置承認申請書
省エネ型操業転換計画認定申請書
省燃油操業実証事業実施計画認定申請書

補助事業者の長
代表者氏名 殿

社団法人 大日本水産会
代表者氏名 殿

省エネ促進協議会設置承認申請者
省エネ型操業転換計画認定申請者
協議会運営者

住所
名称及び代表者の氏名 印

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者
事業実施者

住所
名称及び代表者の氏名 印

省エネ促進協議会 } を設置したので、 承認
省エネ型操業転換計画 } を策定したので、 { 認定 } を申請する。
省燃油操業実証事業実施計画 }

1. 省エネ促進協議会関係

<名称> <運営者> <メンバー>

2. 省エネ型操業転換計画関係

(1) 燃油使用量を10%以上削減するための取組み

<地域及び漁業の概要> <燃油経費の状況及び問題点> <漁船の燃油消費量削減のための取組みと具体的内容> <削減の根拠>

(2) 協議会の開催実績

--

3. 省燃油操業実証事業実施計画関係

(1) 基準年(平成19年(異なる年を使用する場合はその年))の実績の申告

別紙のとおり

(2) 実証事業の予定実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(3) 実証事業中における燃油使用量の上限及び事業費

ア 実証事業中における燃油使用量の上限及び燃油にかかる事業費 ※

漁業者名	船名	(N) 燃油使用量の上限 F X 0.9(kℓ)	(O) 事業期間中の燃油 平均価格見込み	(P) 事業費 N X O	主要水揚げ港
合計					

※ グループで10%以上削減する場合は、一括して書くことができる。

イ 実証事業の結果のとりまとめに要する経費※

項目	事業費	備考
合計		

※事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業に要した燃油費の2%以内とする。

(4) 都道府県による事業の管理・指導

<都道府県名>

基準年の実績の申告（3の(1)）

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者

事業実施者

住所

名称及び代表者の氏名

印

漁業者名	船名	総トン数 (トン)	漁業共済加入 (有 無)	漁業に使用した燃油の種類	漁業に使用した燃油の額			漁業に使用した燃油の量			最も燃油の購入量が多かった購入先			水揚金額			水揚金額に対する燃油の額の率 (M=C/L×100) (%)	漁業者証明印
					漁協系統からの購入額	その他からの購入額	合計	漁協系統からの購入量	その他からの購入量	合計	名称	(G)の平成19年12月末の燃油価格	基準となる燃油の額	漁協共販販売額	その他による販売額	販売額合計		
					(A) (円)	(B) (円)	(C=A+B) (円)	(D) (kℓ)	(E) (kℓ)	(F=D+E) (kℓ)	(G)	(H) (円/kℓ)	(I=F×H×0.9) (円)	(J) (円)	(K) (円)	(L=J+K) (円)		
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
			有 無															
合計																		

- ※ 基準年として、平成19年を使用しない場合は、その理由を記述すること。
- ※ 漁業に使用した燃油の額及び燃油購入額は消費税込みとする。
- ※ 本事業の対象となる「漁業に使用した燃油」の範囲については、租税特別措置法第90条の6第1項に規定された「農林漁業の用に供するもの」のうち、漁業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。
- ※ 「漁業に使用した燃油の額」、「漁業に使用した燃油の量」、「最も燃油の購入量が多かった購入先」については、燃油の種類毎（漁業用A重油、軽油等）に記述する。
- ※ 「漁業に使用した燃油の量」は、小数点以下3桁まで記載（小数点以下4桁を切り捨て）

【様式第 1 1 号】

番 号
年 月 日

省燃油操業実証事業実施報告書

水産庁長官 殿
(大水経由)

事業実施者
住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け (番号) で認定のあった省燃油操業実証事業実施支援事業の省燃油操業実証事業の結果について、「小規模漁業構造改革促進対策事業 (省エネ促進) の運用について」(平成 20 年 2 月 6 日付け 19 水漁第 3250 号水産庁長官通知) 第 3 の 1 の (2) のオの (イ) の規定に基づき、下記の通り報告する。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

3. 実証事業の検証

別紙のとおり

3. 実証事業の検証

事業実施者
住所
名称及び代表者の氏名

印

(1)実証事業期間の結果(総括)

漁業者名	船名	総トン数 (トン)	漁業共済加入 (有 無)	漁業に使用した 燃油の種類	基準年の実績				実証事業の計画			実証事業の結果							漁業者証明 印			
					漁業に使用した 燃油の量 (F) (kℓ)	最も燃油の購 入量が多かつ た購入先の平 成19年12月 末の燃油価格 (H) (円/kℓ)	基準となる 燃油の額 (I=F×H×0.9) (円)	漁獲物の販売 額合計 (L) (円)	実証事業にお ける燃油使用 量の上限 (N=F×0.9) (kℓ)	事業期間中の 燃油平均価格 見込み (O) (円/kℓ)	事業費 (P=N×O) (円)	漁業に使用した燃油の量			漁業に使用した燃油の額			水揚金額			返還額 (R=C'-[(C'- D)-(L'-L)] ×0.9) (円)	
												漁協系統から の 購入量 (D') (kℓ)	その他の 購入量 (E') (kℓ)	合計 (F'=D'+E') (kℓ)	漁協系統から の 購入額 (A') (円)	その他の 購入額 (B') (円)	合計 (事業費) (C'=A'+B') (円)	漁協共販販売 額 (J') (円)		その他による 販売額 (K') (円)		販売額合計 (L'=J'+K') (円)
			有 無																			
			有 無																			
			有 無																			
			有 無																			
			有 無																			
合 計																						

- ※ 基準年として、平成19年を使用しない場合は、その理由を記述すること。
- ※ 漁業に使用した燃油の額及び燃油購入額は消費税込みとする。
- ※ 本事業の対象となる「漁業に使用した燃油」の範囲については、租税特別措置法第90条の6第1項に規定された「農林漁業の用に供するもの」のうち、漁業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。
- ※ 「漁業に使用した燃油の額」、「漁業に使用した燃油の量」、「最も燃油の購入量が多かった購入先」については、燃油の種類毎(漁業用A重油、軽油等)に記述する。
- ※ 「漁業に使用した燃油の量」は、小数点以下3桁まで記載 (小数点以下4桁を切り捨て)

(2) 内訳

ア 助成金

(円)

助成金の交付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計
	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日		
実証事業の燃油費にかかる助成金														
結果のとりまとめに要する経費														
合計														

イ 省燃油操業実証事業

漁業者名	船名		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計
			～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日	～ 月 日		
		燃油の使用量(kℓ)													
		燃油の購入額(円)													
		水揚金額(円)													
		助成金の返還額(円)													
		燃油の使用量(kℓ)													
		燃油の購入額(円)													
		水揚金額(円)													
		助成金の返還額(円)													
		燃油の使用量(kℓ)													
		燃油の購入額(円)													
		水揚金額(円)													
		助成金の返還額(円)													
		燃油の使用量(kℓ)													
		燃油の購入額(円)													
		水揚金額(円)													
		助成金の返還額(円)													
合計		燃油の使用量(kℓ)													
		燃油の購入額(円)													
		水揚金額(円)													
		助成金の返還額(円)													

ウ 結果のとりまとめに要した経費

(円)

項 目	結果のとりまとめに要した経費	返還額	備 考
合 計			

【別添】

計画実施支援事業用船料算定基準

計画実施支援事業の事業実施者が認定計画に基づき実施する、新たな操業形態の実証事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料の算定については、この基準の定めるところによる。なお、特段の不漁年にあたり平時に比べて歩合給が著しく少ない、燃油高騰の影響により賃金支払いが滞っている等算定基礎に直近2年間の実績を使用することが適当と言えない場合、通常必要な一般管理費の額とこの基準により算定される額との乖離が大きくこの基準による額では経営に支障が生じる場合等、特別の事情があるときは、別途合理的な数値を用いることとする。

1. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、原則として当該船舶に乗船を予定する者毎の直近2年間の実績額の平均を基準とする。

2. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

3. 消耗品費

消耗品費は、原則として直近2年間の支払実績の平均を参考に、当該年度の実証事業による使用見込額とする。

4. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。

5. 補助油

補助油は、原則として直近2年間の支払実績の平均を参考に、当該年度の実証事業による使用見込額とする。

6. 通信費

通信費は、原則として直近2年間の支払実績の平均を参考に、当該年度の実証事業による使用見込額とする。

7. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）の実績額とする。

8. 公租公課（固定資産税）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額×1/2×1.4/100

9. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

なお、耐用年数が満了した場合には、金利の算定は行わない。

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

10. 減価償却費

船舶、漁具及び搭載機器等の減価償却費（船舶、漁具及び機器毎に設定）の合計額とする。

減価償却費＝帳簿価額×償却率

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却率：省令別表第10の定率法の償却率のとおりとする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、省令別表第9の旧定率法の償却率のとおりとする。

11. 一般管理費

一般管理費は、上記1～9までの金額の合計額に20%を乗じて得た額、又は、1,000万円のいずれか低い額とする。

12. 消費税の算定

消費税は、上記1～11までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

(参考)

省燃油操業実証事業契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と●●●●（漁業者）（以下「乙」という。）は、△△△省エネ型操業転換計画に基づき乙が行う省燃油操業実証事業（以下、「事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

※ 漁業協同組合と漁業者グループとで契約を締結することも可能。

(契約船)

第1条 本契約にかかる船舶（以下「実証船」という。）は、乙が使用する下記の船舶とする。

記

(1) 船名及び総トン数

(2) 使用者氏名

(3) 使用者住所

(4) 漁船登録番号

(事業期間)

第2条 事業期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(使用燃油量・額の報告)

第3条 乙は、事業に使用した燃油の量及び額の全てを証拠書類とともに甲に報告しなければならない。

※甲及び甲の系統団体の購買事業を利用する場合は省略可。

(漁獲物の販売代金の報告)

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって漁獲物及びその製品を管理するとともに、販売代金の全てをその都度、証拠書類とともに甲に報告しなければならない。

※甲及び甲の系統団体の販売事業を利用する場合は省略可。

(事業に使用する燃油の上限)

第5条 甲は、〇〇L（昨年の燃油使用量の90%）を上限として、事業に要する燃油を実証船に供給するものとする。

2 乙は、この燃油を事業の実施のみに使用するものとし、事業以外への使用、転売等は行ってはならない。

3 乙は、第1項により甲が供給する燃油以外の燃油を事業に使用してはならない。

(助成金返還資金の支払い)

第6条 乙は、助成金の返還のための資金を毎月、甲に支払うものとする。

- 2 前項により毎月支払う金額は、「前月一ヶ月間の燃油の使用量(L)に〇〇円(円/L)を乗じて得られる金額」を下回ってはならない。
- 3 乙は、第1項の毎月の支払いを、翌月〇日までに行うものとする。

(事業の終了に伴う精算)

第7条 甲と乙は、事業終了後、以下により助成金を精算するものとする。

- 2 乙から甲に支払われるべき額は、次に掲げる算式により計算する。

(1) 事業期間の販売代金の総額が、基準年における販売代金の総額を下回る場合、

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

Aは、事業において甲が負担した燃油の代金

Bは、平成19年12月末の燃油価格に、基準年の漁業用燃油の使用量に0.9を乗じて得た量に乗じて得た額(AがBを下回る場合には、 $A=B$ とする。)

(2) 事業期間の販売代金の総額が、基準年における販売代金の総額を上回る場合、

$$A - \{(A - B) - (C - D)\} \times 0.9$$

この場合において、

Cは、事業期間中の販売代金の総額。

Dは、基準年の販売代金の総額(AがBを下回る場合には、 $C=D$ とする。)

(3) 第5条に違反し、燃油消費量の10%削減を達成できない場合、助成金の全額。

- 3 前項の支払いは、前項の算式にて算出された額を、第6条第1項に基づき乙が甲に支払った助成金返還資金により精算し、なお不足する場合は、乙は甲に不足額を支払うことにより、過剰である場合は、甲が乙に過剰額を支払うものとする。

(事業期間途中における事業からの退出)

第8条 乙は、事業期間において漁獲物の販売代金の増加分が、燃油費の増加分を上回る等、事業の目的を達成したと認められるときは、甲に対して事業からの退出の申し入れをすることができる。

- 2 甲が前項の申し入れを了承したとき、乙は事業から退出する。この場合、乙は直ちに甲に対し基準年及び事業期間中の月別漁獲物の販売代金及び燃油使用実績を報告しなければならない。
- 3 前項により乙が事業から退出したときは、本契約に基づき甲が乙に提供した燃油の代金については直ちに、第7条に基づき乙が甲に支払った助成金返還資金により精算し、なお不足する場合は、乙は甲に不足額を支払うことにより、過剰である場合は、甲が乙に過剰額を支払うものとする。
- 4 甲と乙が前項の精算を終了したとき、この契約は終了する。

(かし担保責任)

第9条 乙は、実証船につき、完全な機関その他相当の設備付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

(乗組員の操業への専念)

第10条 乙は、実証船の乗組員が操業に専念し、操業に最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

(解約)

第11条 次に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申し入れをすることができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 自然災害等、実証船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。
 - (3) 乙が計画書に沿った操業を行わなかったとき。
 - (4) 操業に関する法令に関し、違反があったとき。
 - (5) 「小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進)の運用について」(平成20年2月6日付け19水漁第3250号水産庁長官通知)第3の1の(2)のエの(ア)の規定により水産庁長官から甲に対して当該実証事業の中止を命ぜられたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申し入れをしたときは、その解約の申し入れをした際、甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第12条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第13条 この契約に規定のない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○○
○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

乙 ○○県○○○○
○○○○
(会社の場合、
株式会社 ○○○
代表取締役 ○○○○)